

住民税 申告書の書き方

ことしも「住民税」(特別区民税・都民税個人分)の申告時期が近づいてまいりました。みなさんが、正しい申告をされることによって、適正な課税がなされるよう、今月号は、都・区民税の申告と、申告書の書き方について、ご説明します。



課税される人は

47年1月1日現在区内に住み、前年中(46年中)に所得のあった人。

ただし、非課税に該当する人は除きます。

区内に事務所や事業所、家屋敷などがあるが、区外に住んでいる人。

申告が必要な人は

前年中に所得があった人。

ただし、次に該当する人は除かれます。

1. 所得税の確定申告をする人
2. 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から区へ給与支払報告書が記入された人
3. 前年中の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下の人

事務所・事業所・家屋敷などがある人。

【おねがい】 区から申告書が送られた人で、無所得または上記ただし書きに該当するため、申告義務のない人でも、申告書裏面にその旨または該当事項を記入のうえ、提出されますよう、特段のご協力をお願いします。

提出期限と場所は

提出期限は3月15日です。期限まぎわはたいへん混み合いますから、なるべくお早めに区役所、同第二庁舎またはもよりの出張所へお出してください。なお、例年のとおりみなさんの利便をはかるため、次のとおり課税課職員が出張受付を行ないますからご利用ください。

◎3月9日(木)・10日(金)
場所 常東出張所・第三出張所～第十二出張所

◎3月13日(月)・14日(火)
場所 第十三出張所～第二十出張所・東横瀬出張所・東栗原出張所
※時間はいずれも午前9時～午後4時

計算の仕方は

- ①所得金額＝収入金額－必要経費－事業専従者控除額
- ②課税標準額＝所得金額－所得控除
- ③算出所得割額＝課税標準額×税率
(実際に計算する場合は、後でご説明する算出所得割額の出し方によります)
- ④差引所得割額＝算出所得割額－税額控除
- ⑤特別区民税・都民税個人分＝差引所得割額×均等割額(区600円、都100円)
なお、③以下は、特別区民税分と都民税個人分とを、それぞれ計算し、それを合計したものが住民税額となります。

必要経費とは

収入を得るために必要な経費で、次のようなものが含まれます。
販売した商品の原価、雇人費、減価償却費、種苗代、飼糧費、固定資産税等です。従って、生活費は必要経費とはなりませんからご注意ください。

事業専従者控除額とは

事業所得または不動産所得を有する事業主と同一生計の配偶者または15才以上の親

族が、事業主のその事業に6か月以上専従した場合に事業専従者として、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない方の金額を収入金額から差引かれます。
(1)15万円
(2)(事業所得+不動産所得)÷(事業専従者数+1)
※青色申告の専従者は完全給与制ですから、支払った給与の全額が必要経費に算入されます。

所得控除とは

次の12種類があり、これに該当する場合は所得金額から差引くことができます。

1. 雑損控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のうち、46年中の各種所得の合計額が19万5千円以下の人の資産(家屋・家財道具・現金など)が天災・火災・盗難などで損害を受けた場合に控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(損害金額-保険金などでうめられた金額) - (所得金額×1/10)
2. 医療費控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のために、46年中に支払った治療費または医療費などがあるとき控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(支払った医療費の総額-保険金でうめられた金額) - (10万円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額)
ただし、控除の最高限度額は100万円です。
3. 社会保険料控除…あなたや、あなたと同一生計の親族の国民健康保険・国民年金などの保険料を、46年中に支払った場合その支払額の全額が控除されます。
4. 小規模企業共済等掛金控除…46年中に支払った第1種共済掛金や身障者扶養共済掛金の全額が控除されます。
5. 生命保険料控除…46年中に支払った保険料、簡易保険料があった場合控除されるもので、支払った保険料が1年間に
(1)1万5千円まで…支払った保険料全額
(2)1万5千円をこえ4万円まで…支払った保険料×1/2+7千500円

「確定申告」をされる方へ

正しい申告をお早めに

所得税の確定申告期間は2月16日～3月15日です。この申告をされるかは住民税と事業税の申告をする必要はありません。確定申告書を提出するときは、次の事項にご留意ください。

1. 3月15日に近づきますと大変混み合いますので、できるだけ早めに提出してください。所得税の還付を受けるかたは2月15日以前でも受付けております。
2. 確定申告書の記載に当たっては、正しい計算のもとに誤りのないよう留意し、記載もれ(不動産所得や雑所得等)のないようにしてください。
3. 確定申告について来署の依頼を受けたかたは係員がお待ちしていますので、ご多用でも指定日時にはぜひご来署ねがいます。
4. 確定申告書は署からお送りした番号入り

- (3)4万円を超えた場合…2万7千500円
- ◎保険契約による配当金は、支払った保険料から差引いて計算します。
- ◎一口の年間の払込額が9千円をこえるものは、証明書が必要です。
- ◎生存保険で5年未満のものは対象外です。

6. 障害者控除…あなたや、あなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合、1人9万円。(特別障害者は11万円)
7. 老年者控除…あなたが65歳以上(明治40年1月1日以前生まれ)で46年中の合計所得金額が500万円以下の場合、9万円が控除されます。
8. 寡(か)婦控除…あなたが65歳未満(明治40年1月2日以後生まれ)の寡婦(夫と死別・離別等)で、扶養親族または46年中の各種所得の合計額が19万5千円以下の同一生計の子がある場合、9万円が控除されます。
9. 勤労学生控除…あなたが学生で給与などの勤労による所得があり、46年中の合計所得金額が32万円以下で、かつ、不動産・配当など勤労によらない所得が10万円以下の場合、9万円が控除されます。
10. 配偶者控除…配偶者の46年中の勤労による所得の合計額が10万円(自己の勤労によらない所得の場合は5万円)以下の場合、13万円が控除されます。
11. 扶養控除…同一生計の親族(配偶者を除く)のうち、46年中の勤労による所得の合計額が10万円(自己の勤労によらない所得の場合は5万円)以下の人がいる場合控除されます。46年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含まれます。
(1)配偶者がいる場合…1人目から10万円
(2)配偶者がいない場合…1人目は11万円、2人目からは10万円
12. 基礎控除…14万円です。
※先般、税制調査会から答申が出ましたので、今年も一部の所得控除額が引上げられるものと思われます。

算出所得割額の出し方

別掲の速算表(課税標準額×税率-速算控除額)により計算したものが算出所得割額で、特別区民税分と都民税個人分とを別々に計算します。

【例】 課税標準額が35万円の場合
350,000円×3/100-1,500円=9,000円…特別区民税分
…都民税個人分
350,000円×2/100=7,000円…都民税個人分

税額控除とは

算出所得割額から控除されるもので、46年中に配当所得があった場合に控除されます。

のものを必ずお使いください。控用で下書きし、誤りのないことを確かめてから提出用とかさねて強く書きますと複写できます。なお1月1日現在の住所および氏名のフリガナは必ずご記入ください。

所得税第3期分の振替納税手続きを変更

所得税第3期分の振替納税手続きは、従来税務署ですべて行なっていましたが、46年分からは振替納税の利用者が振替納税用納付書に自分で納付税額その他必要事項を記載し、確定申告書に添えて提出していただくよう変更になりました。

なお、税務署からお送りした振替納税用納付書には、住所・氏名および金融機関が記載してありますので、納付税額のみ記載していただくだけで結構ですが、この納付書で直接金融機関へは納めないで、前述のとおり確定申告書に添えて提出してください。
従来とくらべて、第3期分の振替納税の手続きについてお手数をおかけすることになりましたが、ご協力をお願いします。

- その控除額は
- ◎特別区民税分…配当所得金額の2.5%
 - ◎都民税個人分…配当所得金額の1.0%
- ただし、課税総所得金額、課税長期(短期)課税所得金額の合計額が1,000万円をこえる部分の配当所得金額については、この率のそれぞれ半分です。

算出所得割額速算表

特別区民税		
課税標準額	税率	速算控除額
15万円まで	2%	0円
40万円まで	3	1,500
70万円まで	4	5,500
100万円まで	5	12,500
150万円まで	6	22,500
250万円まで	7	37,500
400万円まで	8	62,500
600万円まで	9	102,500
1,000万円まで	10	162,500
2,000万円まで	11	262,500
3,000万円まで	12	462,500
5,000万円まで	13	762,500
5,000万円をこえるもの	14	1,262,500

都民税(個人分)		
課税標準額	税率	速算控除額
150万円まで	2%	0円
150万円をこえるもの	4%	30,000円

くわしくは課税課へ

「申告書用紙」と「申告書の手引き」は1月31日に発送しました

以上で住民税の申告と、その書き方の説明は終了しますが、わからないことや、くわしいことは、お手もとへお送りした「申告書の手引き」(確定申告予定者および勤務先から給与支払報告書が提出される人は、前述のように住民税の申告は必要ありませんので郵送されません)をお読みくださるか、課税課へおたずねください。なお、お送りした申告書をご覧いただければお気付きのことと思いますが、今年から申告書は電子計算機によって打出しましたので、ご家族内の他の方の申告書を誤って使用することのないよう特にご注意ください。

◎申告書が届かなかった方は、ごめんでも区役所の第一課係、または、第二庁舎の第二課係へご連絡願います。

確定申告の説明会

区では、足立税務署・足立都税事務所と共催で、次のとおり確定申告書の書き方について説明会を開きます。ご都合のよい日に会場へおいってください。

- 2月8日(火)…青年館(西新井大師前駅)
 - 2月9日(水)…区役所7階
 - 2月10日(木)…東部区民福祉センター(綾瀬駅から徒歩5分)
- 時間はいずれも午後2時～4時

口座振替振替納税のご利用を

口座振替または振替納税とは、あなたが指定された預金口座からあなたにかわって金融機関が納税する制度です。

これを利用しますと、手間が省けると同時に、納期内に必ず納入されるので延滞の心配がなくなります。
あなたも、この便利な制度をぜひご利用ください。

お申し込みは、区役所・税務署・都税事務所または金融機関の窓口で簡単にできます。